

固定資産税の減額制度

認定長期優良住宅に係る減額制度

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定を受けて新築した長期優良住宅について、固定資産税を減額します。

■減額要件

次のすべての要件を満たす住宅

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定を受けて新築した住宅
- ・同法の施行日(平成21年6

認定長期優良住宅とは

次のすべての要件を満たし、所管行政庁(豊岡市の場合)、兵庫(県)に申請し、認定を受けた住宅



- ・数世代にわたり住宅の構造体が使用できること
- ・地震に対しての安全性が確保されていること
- ・配管の点検・交換、内装・設備などについて、維持管理を容易に行うために必要な措置が講じられていること
- ・居住者のライフスタイルの変化などに応じて間取りの変更が可能な措置が講じら

《認定・問合せ》県土整備部住宅建築局住宅政策課

☎078-3362-3581

月4日)から平成24年3月31日までに新築した住宅

- ・居住部分の床面積が50平方メートル以上(一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル以上)280平方メートル以下の住宅
- ・居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅(併用住宅の場合)

■減額範囲および税額

居住部分の床面積120平方メートル相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

■減額期間

- ・一般住宅(左記以外の住宅)：課税開始年度から5年間分
- ・3階建以上の中高層耐火住宅など：課税開始年度から7年間分

■減額手続き

新築した年の翌年の1月31日までに、次の2つの書類を提出ください。

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する通知書(認定通知書の写し)

住宅改修に伴う減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事(工事費用(補助金などを除く)の合計が30万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告ください。

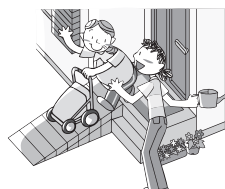
■住宅耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の2分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分から、次の期間です。

耐震改修工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

■住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分のみです。



■省エネ改修に伴う減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分のみです。



《申告・問合せ》税務課資産税係 ☎21-9046 または各総合支所市民福祉課

あなたの住まいは大丈夫？

耐震診断・耐震改修工事 補助制度

昭和56年5月31日以前に建築した家に居住している方で、家の耐震性をまだ知らない方、また、耐震性は調査・確認済で耐震改修工事などを考えている方は、次の制度がありますので申し込みください。



簡易耐震診断推進事業

家の耐震性を知らない方は、家の耐震診断を無料で受けることが出来ます。

▽**申込期限** 12月28日(火)
※申込みが予定枠を超えた場合は、その時点で締め切ります。

《**申込み・問合せ**》建築住宅課
建築係 ☎21-9018

わが家の耐震改修促進事業

家の耐震改修工事を考えて

いる方は、県の「わが家の耐震改修促進事業」で、住宅の耐震改修計画および耐震改修工事の補助を受けることが出来ます。

▽助成額

・計画策定：1戸当たり対象費用の3分の2以内(上限：戸建20万円、共同住宅12万円)
・工事費：1戸当たり対象費用の4分の1以内(上限：戸建60万円、共同住宅20万円)

▽対象

《**申込み・問合せ**》県建築指導課
☎078-362-4340

豊岡市住宅耐震改修促進事業

市独自の補助制度として、豊岡市住宅耐震改修促進事業補助金があります。

◆**県補助上乗せ型(耐震改修工事費に対して一定の補助金を受けられます)**

▽**対象** 県の「わが家の耐震改

修促進事業」を利用し補助金の交付の決定を受けた方

▽助成額

1戸当たり工事費の4分の1以内(上限：戸建30万円、共同住宅10万円)

◆一階居室等補強型(耐震改修計画策定に係る費用および耐震改修工事費に対して一定の補助金を受けられます)

▽**対象** 簡易耐震診断を受けて評点が1・0未満の戸建て住宅について、住宅の1階部分の居間または寝室の壁補強工事

▽助成額

・計画策定：1戸当たり対象費用の2分の1以内(上限：戸建10万円)
・工事費：1戸当たり対象費用の2分の1以内(上限：戸建30万円)

※65歳以上の高齢者世帯のうち、市民税所得割非課税および身体障害者がいる世帯には、特例措置があります。

▽**申込期限** 12月28日(火)

※申込みが予定枠を超えた場合は、その時点で締め切ります。

《**申込み・問合せ**》建築住宅課
建築係 ☎21-9018

子ども手当と児童手当を振り込みます

6月期の子ども手当および児童手当の最終分を振り込みます

6月期の子ども手当(4月・5月分)を6月15日(火)に金融機関の指定口座へ振り込みます。

なお、これまで児童手当を受給していた方は、児童手当の最終分(2月・3月分)も併せて振り込みます。

提出が必要な方は、児童手当から子ども手当に継続となった方です(子ども手当額改定認定請求書を提出した方を含みます)。

該当者には、6月上旬に書類を郵送しましたので、必ず期限までに提出してください。

なお、書類が届かない場合は、再発行しますので連絡ください。

※4月から新たに子ども手当を請求した方は、提出の必要はありません。

▽**提出場所** 市民課または各総合支所市民福祉課

▽**添付書類** 健康保険証のコピー(現況届に記載されている子どもと父母分)

※その他、個別に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

▽**提出期限** 6月30日(水)

《**問合せ**》市民課市民係
☎21-9015

子ども手当の現況届を提出ください

現況届とは、子ども手当を引き続き受けられるかどうかを6月1日の状態で確認するためのものです。現況届の提出がないと受給資格があつて

〈支払額内訳〉 (対象の子ども1人につき)		
対象月	対象者	金額(月額)
2月分	児童手当 受給者	5,000円
3月分		または 10,000円
4月分	子ども手当 受給者	13,000円
5月分		

